

関係法令【抜粋】

○特定非営利活動促進法

第三章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定を申請した特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準にいずれかに適合すること。

(略)

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

【改正特定非営利活動促進法の解説】平成24年5月

内閣府 政務統括官（経済社会システム担当）付 参事官（「新しい公共」・市民活動促進担当）

○条例による個別指定は、申請書を提出する前日において有効な条例において、そのNPO法人（個人住民税において寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人）の名称及び主たる事務所の所在地が個別具体的に規定されていることが要件であり、それ以外に、法令などで地方団体の判断を制限するような要件は一切示されていない。

したがって、地方団体において、条例又は規則、あるいは内部的な基準等として、個別指定に係る一定の基準を定めること自体は妨げられないものと解される。ただし、その場合であっても、一般的な条例制定権に係る制約（憲法第94条及び地方自治法第14条）を踏まえれば、法定のPST相対値基準又は絶対値基準の内容を実質的に書き換えるような内容の基準は、条例等において定めることはできないものと考えられる。

【国会審議】（平成23年6月14日 第177回国会・参議院内閣委員会）

○谷合委員

（前略）現在、これは国が認定を告示で行っていることを踏まえますと、地方税法第三十七条の二で定めるように、条例本体に法人の名称あるいは、所在地を明記することまで縛りを設けることは適当ではなく、具体的な議決内容は地方議会の判断に委ねるべきという声が寄せられておりますが、この点についてはいかががございましょうか。

○大臣政務官（逢坂政務官）

（前略）我々あるいは自治体の皆様にも色々と議論をしてお理解いただいた点が二つございまして、一つは、今回の条例指定の重み、その及ぼす影響でございます。

それは、自分の自治体の住民税だけではなくて、他の自治体にも影響を及ぼすということでございます。だから、自分のところだけの判断ではないという大きさがあるということ。

それからもう一点が、条例で指定をすれば国税にまで影響が及ぶということで、これはちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、場合によっては条例の上書き権の先取りのようなイメージに取られるほどの効果を持つのが今回の条例指定でございます。

そういったことを考えてみますと、条例以外の手法でやるよりも、その自治体の意志として明確に条例で決めていただくということはよいのではないかと。さらに、手続きは慎重であるべきであろうと、これほどの効果を持つのでありますから、その意味で、条例において法人の名称、所在地までを明記した議決というものをお願いしたいと考えた次第であります。

○地方税法

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(略)

四 特定非営利活動促進法第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項 に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

3 第一項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合にあつては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(略)

四 特定非営利活動促進法第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項 に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）